

408 介護予防特定施設入居者生活介護

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備 (第 233 条、第 257 条)	<input type="radio"/> 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 <input type="radio"/> 使用目的に沿って使われているか【目視】	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平面図（行政機関側が保存しているもの）
内容及び手続の説明及び契約の締結等 (第 234 条、第 258 条)	<input type="radio"/> 入居申込者又はその家族への説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか <input type="radio"/> 重要事項説明書の内容に不備等はないか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 重要事項説明書 ◆ 入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書
サービスの提供の記録 (第 237 条)	<input type="radio"/> サービス提供記録に提供した具体的なサービス内容等（サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項）が記録されているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ サービス提供記録
口腔衛生の管理 (第 238 条の 2) ※令和 9 年 3 月 3 1 日まで努力義務	<input type="radio"/> 各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 口腔衛生の管理計画
身体的拘束の禁止 (第 239 条)	<input type="radio"/> 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか <input type="radio"/> 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか <input type="radio"/> 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか <input type="radio"/> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催しているか <input type="radio"/> 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか <input type="radio"/> 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催しているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ◆ 身体的拘束等の適正化のための指針 ◆ 身体的拘束等の適正化検討委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 身体的拘束等の適正化のための研修の開催状況及び結果がわかるもの
指定介護予防特定施設入居者介護の具体的取扱方針 (第 247 条)	<input type="radio"/> 利用者について、その有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか（アセスメント） <input type="radio"/> 介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んでいるか <input type="radio"/> 介護予防特定施設サービス計画を利	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護予防特定施設サービス計画 ◆ アセスメントの結果がわかるもの ◆ サービス提供記録 ◆ モニタリングの結果がわかるもの

408 介護予防特定施設入居者生活介護

	<p>用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ているか</p> <p>○ 介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているか（モニタリング）</p> <p>○ 必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか</p>	
介護 (第 248 条)	<p>○ 自ら入浴が困難な利用者に対する入浴の回数及び方法は適切か</p>	◆ サービス提供記録

408 介護予防特定施設入居者生活介護

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数 (第 231 条、第 255 条)	<input type="radio"/> 利用者に対し、従業者の員数は適切であるか <input type="radio"/> 必要な専門職が配置されているか <input type="radio"/> 必要な資格を有しているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 従業者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
管理者 (第 232 条、第 256 条)	<input type="radio"/> 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理者の雇用形態がわかるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	<input type="radio"/> 被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期限を確認しているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
利用料等の受領 (第 238 条)	<input type="radio"/> 利用者からの費用徴収は適切に行われているか <input type="radio"/> 領収書を発行しているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 請求書 ◆ 領収書
緊急時等の対応 (第 51 条)	<input type="radio"/> 緊急時等において、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡しているか	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運営規程 ◆ サービス提供記録
運営規程 (第 240 条、第 259 条)	<input type="radio"/> 運営における以下の重要事項について定めているか <ol style="list-style-type: none"> 1.事業の目的及び運営の方針 2.介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3.入居定員及び居室数 4.指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6.施設の利用に当たっての留意事項 7.緊急時等における対応方法 8.非常災害対策 9.虐待の防止のための措置に関する事項 10 その他運営に関する重要事項 <p>注) 外部サービス利用型の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.事業の目的及び運営の方針 2.外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運営規程

408 介護予防特定施設入居者生活介護

	<p>内容</p> <p>3.入居定員及び居室数 4.外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5.受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地 6.利用者が他の居室に移る場合の条件及び手續 7.施設の利用に当たっての留意事項 8.緊急時等における対応方法 9.非常災害対策 10.虐待の防止のための措置に関する事項 11.その他運営に関する重要事項</p>	
勤務体制の確保等 (第 241 条)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> サービス提供は介護予防特定施設の従業員によって行われているか <input type="radio"/> 業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか <input type="radio"/> 資質向上のために研修の機会を確保しているか <input type="radio"/> 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか <input type="radio"/> 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ◆ 委託事業者の業務の実施状況の確認記録 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止の方針
業務継続計画の策定等 (第 53 条の 2 の 2)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか <input type="radio"/> 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか <input type="radio"/> 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
介護現場の生産性の向上 (第 140 条の 2) ※令和 9 年 3 月 3 1 日まで努力義務	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生産性向上のための委員会の開催状況がわかるもの
非常災害対策 (第 120 条の 4)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的な計画はあるか <input type="radio"/> 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか <input type="radio"/> 避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常災害時の対応計画（管轄消防署へ届け出た消防計画（風水害、地震対策含む）又はこれに準ずる計画） ◆ 運営規程 ◆ 避難・救出等訓練の実施状況がわかるもの ◆ 通報、連絡体制がわかるも

408 介護予防特定施設入居者生活介護

		の
衛生管理等 (第 139 条の 2)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね 6 月に 1 回以上）、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか <input type="radio"/> 退職者を含む、従業者が入所者の秘密を保持することを誓約しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人情報の利用に関する同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 広告は虚偽又は誇大となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パンフレット／チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか <input type="radio"/> 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか <input type="radio"/> 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか <input type="radio"/> 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ◆ 事故に際して採った処置の記録 ◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の介護予防特定施設入居者生活介護従業者への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 <input type="radio"/> 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針 ◆ 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることがわかるもの

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」から抽出・設定したもの